



平成 26 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 光彩工芸
代表者名 代表取締役社長 深沢 栄二
(J A S D A Q ・ コード 7 8 7 8)
問合せ先 常務取締役 管理部部長
吉田 貴
電話 0 5 5 1 - 2 8 - 4 1 8 1

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 4 月 24 日開催予定の第 47 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 426 条および会社法第 427 条の規定により、定款第 21 条（取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、定款第 21 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。（下線部分が改正箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第12条～第20条（記載省略） (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 第12条～第20条（現行どおり） (取締役の責任免除) <u>第21条 当社は会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の規定による取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第21条～第27条（記載省略）	<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第22条～第28条（現行どおり）</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 4 月 24 日
(2) 定款変更の効力発生日 平成 26 年 4 月 24 日

以 上